

厚生委員会会議録

平成21年12月16日(金)

(開会)10:00

(閉会)13:11

委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

「議案第116号 平成21年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

「議案第116号 平成21年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」について補足説明をいたします。

補正予算書の95ページをお願いいたします。第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億8736万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ146億1218万円と定めるものでございます。

今回の補正は、本年度上期の実績をもとに、決算見込額を試算し、歳入歳出において増減をいたしております。

107ページをお願いします。まず、歳出予算の主なものについてご説明をいたします。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費699万4千円の減につきましては、人件費等の減少によるものです。

108ページをお願いします。2款 保険給付費、1項 療養諸費につきましては、8月分までの実績から3月分までの見込みを推計し、5.1%増の85億150万2千円を計上いたしております。2款 保険給付費、2項 高額療養費のうち、3目 一般被保険者高額介護合算療養費、4目 退職被保険者高額介護合算療養費につきましては、新たに設けられました制度で、医療及び介護の両制度における8月1日から7月31日までの1年間の自己負担額の合計が著しく高額になった場合、一定の上限額を超えた額を支給するものでございます。なお、今年度は、初年度ということから、平成20年4月から平成21年7月まで16ヶ月分の合算額で支給いたします。

109ページをお願いします。3款 後期高齢者支援金、4款 前期高齢者納付金、110ページをお願いします。5款 老人保健拠出金、6款 介護納付金につきましては、福岡県後期高齢者医療広域連合、および社会保険診療報酬支払基金への21年度の納付金や負担金、拠出金の額が確定しましたので、その金額にあわせて補正をお願いいたしております。

111ページをお願いします。10款 予備費につきましては、新型インフルエンザの流行等不測の事態に備えて増額補正をいたしております。11款 基金積立金4億4千万円につきましては、医療費の増加による今後の給付費の財源として、国保税の上昇を抑制するため基金を積み立てるもので、準備基金の積立額は、保険給付費の3年平均額の5%以上の額が適当とされております。

歳入予算の主なものについてご説明をいたします。101ページをお願いします。1款 国民健康保険税、2項 国民健康保険税、1目 一般被保険者国民健康保険税につきましては、8月分までの実績から推計および徴収率の見直して、当初予算額約25億5581万9千円から3.9%減の24億5715万6千円を計上いたしております。これは、対象世帯の減少、および国保世帯の所得の減少によるものではないかと考えております。

103ページをお願いします。3款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 療養給付費等負担金、同款2項 国庫補助金、1目 財政調整交付金、1節 普通調整交付金、および104ページの6款 県支出金、2項 県補助金、1目 財政調整交付金につきましては、歳

出予算の一般療養給付費および一般高額医療費の増額に伴い増額補正を行うものでございます。

104ページをお願いします。5款 前期高齢者交付金につきましては21年度の交付額が確定しましたので、4972万4千円増額補正をいたしております。

105ページをお願いします。10款 繰越金につきましては、20年度の繰越金7億5525万4千円を計上いたしております。

106ページをお願いします。11款 諸収入、3項 雑入、5目 過年度収入につきましては、当初予算の段階で老人保健拠出金の過年度収入を見込んで算定をいたしておりましたが、確定で交付されないことになりましたので減額するものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

楡井委員

今回の補正は、10億8736万円あまりのかなりの多額な大幅な補正であります。その中で国保税が96ページで言えば、9028万円の減額補正というふうになっておりますけれども、事前の説明では合計の減額は、保険税の減額は9866万3千円というふうになっていたと思います。それでこの9866万円と9028万円ですかね、この差額が840万円ほどありますけれども、その差の内容を説明してください。

健康増進課長

国民健康保険税全体で補正を、委員おっしゃいます9028万1千円ということですが、この中身といたしまして、一般の被保険者の国民健康保険税と退職被保険者の分がございます。その中でも、各々、医療給付費、後期高齢者支援分と、介護納付金分と細かく分かれております。その合算金額といたしまして、先ほどご説明差し上げました9千万円の減額ということになっております。

楡井委員

101ページと102ページにかけて、一般の保険税がマイナスで退職関係の人たちの分が増額で、差し引きで9028万円ということですね。それで、昨年、平成20年度は94%を超えていた徴収率といいますか、収納率だったと思うんですが、今年の収納率をどんなふうに見込んでおられるのか。

健康増進課長

徴収率につきましては平成20年度決算で約1%ほど、一般の徴収率が減っております。当初予算の段階では94.5%ということで徴収率の見込みを立てておりましたけれども、後期高齢者に移行された比較的徴収率が高い世代の方が抜けられた関係で、この分を考慮しまして93.5%ということで設定をさせていただいております。

楡井委員

次に、一般会計からの繰入が5806万円ですか、減っています。この内容を説明していただけますか。

健康増進課長

一般会計の繰入金につきましては、基盤安定事業繰入金、それと職員給与費等繰入金、それと助産費、財政安定化支援事業繰入金ということになっております。まず一番大きいのが、104ページの下段になりますけれども、保険基盤の安定事業、繰入金が3400万円ほど減額になっております。これは、低所得者に対する軽減分ということで繰入れをいただいておりますけれども、全体的に世帯数、そういった対象者が減少しておりますので、それに応じた分で減額補正ということになっております。給与等につきましては、人件費等で減額がっておりますので、それに連動いたしまして減額ということになっております。それと、105ページの財政安定化支援事業繰入金でございますが、これについては交付税措置をされたものにつ

きまして一般会計から繰入れをしていただくような形になっておりますけれども、交付税の算入の係数の見直しがありまして、その分減額ということになっております。

楡井委員

給料分とか安定化支援分ということで説明があったんですけども、給与分としてはどのくらいになるのかということと、それから安定化支援分というのはどういう算出がされるんでしょうか。説明をお願いします。

健康増進課長

給与相当分といたしましては、歳出の予算書の107ページのところになりますけれども、一般管理費といたしまして699万4千円減額補正をいたしておりますけれども、この部分で影響が出ております。それと、財政安定化支援事業繰出金につきましては、低所得者の軽減分と、高齢化の多いところに対してそういった措置がございますので、そこら辺の係数が見直された関係で交付税への算入率が下がりがちで、最終的にはこちらへの繰り出す額も減ってきているという状況でございます。

楡井委員

その係数は、どこが決めるんですか。

健康増進課長

総務省のほうで決定をしております。

楡井委員

次に、99ページと105ページとの関連があるんですけども、繰越金というのが7億5525万5千円ですかね。これは、同じような数字が平成20年度の決算のときにも出てきてましたけれども、これは結局、黒字分じゃないかというふうに思うんですけど、その確認と、これをどのように使うのか。111ページ以降に出てくるんじゃないかと思うんですけども、その部分をお願いします。

健康増進課長

繰越金7億5525万5千円につきましては、20年度からの繰越で、純然たる黒字ということではなくて、この中にはもらい過ぎた国庫補助金とかそういったものの精算分も含まれた形になっております。それで今回、7億5千万円の繰越金に対しまして、111ページのほうになりますけれども、将来の国保税の赤字分といいますか、そういったところを調整する意味で、基金積立金に4億4千万円ということで積立をお願いしているところでございます。

楡井委員

予備費の9900万円もその中身の一部ですか。

健康増進課長

そのとおりでございます。

楡井委員

最後ですけれども、職員が22人分となっております、給料ですね、それから冬の手当。これは条例改定による減少ということになるんでしょうけれども、その減少はいくらになるんでしょうか。数字としては112ページの給与の説明のところには8597千円という数字と、634万4千円という数字が2つ三角印であるんですけども、どちらが正確な減額ということになるのか、どちらでしょうか。

健康増進課長

最終的には、給与改定に伴う分といたしましては、上の給与のところの225万3千円、それと制度の改正の分が下段のところにあります634万4千円、最終的にはこの合算金額が今回の影響ということになります。

楡井委員

一般職(1)総括のところ、給料と職員手当の合計分は859万7千円とあって、それが

らこれが今回の条例改正によるマイナス分というふうになるんじゃないかなと思うんですけども、そういうことでいいですかね。

健康増進課長

その分も現実には含まれておりますけども、職員の異動等に関わる分の減少などもございますので、全額がその分ということにはならないと思います。

楡井委員

そうすると、この22人の方たちの給料と冬の手当の分の減額の金額は、正確にはいくらですか。

健康増進課長

113ページの(2)給料及び職員手当の増減額の明細というところで、職員手当のところの説明欄のところの人事院勧告に伴う期別勤勉手当の減少分というところで、255万8千円というところになります。職員手当の説明欄の右側のほうに5つ項目が出ておりますけども、その項目の下から2番目の人事院勧告に伴う期末勤勉手当の減分ということで255万8千円、その分です。

楡井委員

そうすると22人の方たちの具体的に貰う分としては、給料分の225万3千円と255万8千円とこの合算分ということなんですかね。

健康増進課長

給料分のところの説明欄のところを見ていただきたいんですけども、職員の異動が当初予算の時に組んだ分と、実際に動きがあった分につきましては、19万6千円、育児休業等の不要額として155万1千円、昇給抑制による減が50万6千円で合計が225万3千円ということになっております。

楡井委員

給料の減少分を知りたいわけですよ。

健康増進課長

給料分の昇給抑制による減分の50万6千円、それと職員手当の、人事院勧告に伴う期末勤勉手当の減の255万8千円の合算額、約300万円程度が減額ということになります。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

楡井委員

今お聞きしたような状況で、給与改定の条例改正のときに、私は皆さん方の給料の減額には賛成しないということで討論いたしましたので、その関係もありますから、給料分が今お聞きのように300万円ほど減るといような状況には賛成できないということであります。よろしくをお願いします。

委員長

他に討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第116号 平成21年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手、賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第117号 平成21年度飯塚市老人保健特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

「議案第117号 平成21年度飯塚市老人保健特別会計補正予算(第2号)」について、補足説明をいたします。

補正予算書の115ページをお願いいたします。

第1条において、歳入歳出にそれぞれ86万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6199万3千円と定めるものでございます。

まず、歳出についてご説明をいたします。老人保健につきましては、19年度をもって制度が廃止され、後期高齢者医療制度へと移行いたしておりますが、老人保健特別会計は、残務処理のために22年度まで継続いたすことになっております。

120ページをお願いいたします。1款 総務費、1項 総務管理費、2目 医療費適正化推進事業費につきましては、交通事故等の第三者行為の求償事務を福岡県国民健康保険団体連合会に委託する事務処理手数料を111万円増額するものでございます。

事務処理手数料は、平成21年1月から12月に第三者納金が納付された件数1件に対して2千円と第三者納付金の5%を支払うことになっておりますが、交渉中の高額な案件があるため補正するものでございます。

118ページをお願いします。歳入につきましては、1款 支払基金交付金、2款 国庫支出金、3款 県支出金、4款 繰入金それぞれにおいて、歳出の増額補正、119ページの6款 諸収入の増額補正に伴いまして、減額するものでございます。

以上で、老人保健特別会計補正予算の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

楡井委員

この第三者行為納付金というもの、これを説明していただきたいんですけど。

健康増進課長

第三者行為納付金といいますのは、まず交通事故等に遭われました被保険者の方が保険診療されます。保険診療された分は基本的には老人保健会計のほうで支払をいたします。ただ自賠責とか任意保険などからその部分につきまして保険で納入があった部分につきましては、老人保健の方で受け入れるようになっております。その分の求償の手続は、先ほどご説明いたしましたように国保連合会のほうに委託を行います。そういった関係で今回歳出の分が増えまして、歳入はそれに応じた求償額を雑入の諸収入のほうで計上いたしております。

委員長

他に質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第117号 平成21年度飯塚市老人保健特別会計補正予算(第2号)」については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第118号 平成21年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

介護保険課長

「議案第118号 平成21年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第2号）」の補足説明をいたします。補正予算書の121ページをお願いします。第1条で保険事業勘定の歳入歳出をそれぞれ2億7452万3千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ110億7311万3千円に、同条3項で介護サービス事業勘定の歳入歳出をそれぞれ35万円追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3333万4千円にしようとするものです。

今回の補正は全費目について見直しを行い、決算見込により補正を行うものです。

補正の内容につきまして、保険事業勘定の歳出から事項別明細書により主なものについて説明いたします。131ページをお願いします。中段の保険給付費、2款 保険給付費、1項 介護サービス等諸費、1目 居宅介護サービス給付費1億6514万9千円の追加から次のページの132ページにまたがりませんが、一番下の同款6項2目の高額医療合算介護予防サービス等費の31万4千円の追加まで、各目の増減補正は今年度の上期の実績に応じまして全般にわたりまして補正を行い、保険給付費の総額を、ここではちょっと計算ができませんが、125ページの総括のところで表記しておりますけども、1億509万8千円を追加しまして、給付費総額を102億4786万2千円にしようとするものです。この中で先ほど健康増進課長の説明にもありましたけれども、介護給付費におきまして最後の132ページになりますが、6項で医療に併せまして、介護保険特別会計におきまして高額医療合算介護サービス費という新たな給付費が設けられております。詳細につきましては先ほどの健康増進課長が説明しましたので、同様ですので省略させていただきます。

次に、135ページの5款 諸支出金、1項2目の償還金1億7763万6千円は国、県支払基金交付金等の介護給付費に係ります負担金、交付金等の前年度確定額によりまして、超過額を受け入れておりました関係で返還するものです。

次に歳入に入りまして、126ページをお願いします。1款 保険料、1項1目 第1号被保険者保険料184万4千円の増額は本年度の本算定から決算見込により補正するものです。同ページの3款の国庫支出金、次ページの4項 支払基金交付金、5款 県支出金、および128ページの7款 繰入金、1項 一般会計繰入金までは歳出の保険給付費、および地域支援事業費の補正に対応しまして、それぞれの負担割合に応じまして増減補正を行っております。同ページの7款 繰入金、2項 基金繰入金、2目 介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金は、介護報酬の改定に伴いまして介護保険料のアップ分を抑制するために国の平成20年度補正予算にて交付されておりました同交付金を基金に積み立てておりましたものを給付費財源に充てるために繰り入れるもので、それによりましてその上段の介護給付費支払準備基金繰入金は減額となっております。8款の繰越金は前年度の繰越金2億5353万3千円を増額補正しております。

続きまして、139ページから144ページの介護サービス事業勘定について説明いたします。142ページの歳出におきまして1款 総務費、および2款の事業費の保健師、ケアマネジャーの嘱託職員賃金等の経費を増減補正を行いまして、141ページの歳入で3款で繰越金を計上しまして、2款で歳出に応じて一般会計繰入金を増額補正しております。

以上、簡単でございますけども、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

楡井委員

二点だけお願いします。一つは130ページにあります給料がですね、だいたいほかの課はマイナスになってるんですけど、この会計は157万1千円が増額になっています。これはどういうことかということと、先ほど健康増進課にお聞きしました職員の給料、また冬の手当、これの減額はいくらになるのか。併せてお尋ねします。

介護保険課長

先ほど健康増進課長も説明しておりましたけれども、給与明細書137ページを見ていただきたいと思います。委員が申されますように、本来、減額になるべきところですが、137ページの(2)の「給料及び職員の手当の増減額の明細」に表記しておりますように、一部、314万円ほど流用しております関係で、本来下がるべきところを決算見込から増額補正という結論に達しております。それともう一点、給与改定及び期末手当の影響額ですが、上段の昇給抑制による減がマイナス31万円、下段の手当分の中段になりますけれども、人事院勧告に伴う期末勤勉手当の減、マイナス382万4千円を合算しますと、約413万4千円ぐらいの減額というふうな形になるかと思っております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

楡井委員

先ほどの116号と同じような理由で反対を表明させていただきます。

委員長

他に討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第118号 平成21年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手、賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第119号 平成21年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

「議案第119号 平成21年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について補足説明をいたします。

補正予算書の145ページをお願いいたします。第1条において、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ144万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億3675万円とするものでございます。

150ページをお願いします。歳出の1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費につきましては、人件費の見直しなどにより減額となっております。ちなみに先ほどから質問のっております人事院勧告関係の減額分の影響額といたしましては、54万2千円程度の減額と影響が出ております。2款 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、3月までの保険料納付見込分および保険料分の繰越しました平成20年度の出納整理金の保険料を納付するもので349万3千円の減額となっております。

148ページをお願いします。歳入の1款 後期高齢者医療保険料、1項 後期高齢者医療保険料につきましては、平成20年度に特別徴収で8.5割軽減に該当された方は、10月以降の特別徴収がなかったことから、平成21年は8月まで社会保険庁におきまして特別徴収額の変更ができないため、平成21年度の8月まで普通徴収となっております。そのため特別徴収が減、普通徴収が増額となっております。

5款 繰越金は、20年度の出納閉鎖期間の21年4、5月分の保険料852万8千円、事務費分13万5千円、合計866万3千円の増額となっております。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

榆井委員

この会計もですね、先ほどと同じように54万円と先ほど説明がありましたので、54万円ぐらいですかね、7万5千円と46万7千円、これが給料に影響してる分というのが考えられますので、この点でもって反対ということをお願いします。

委員長

他に討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第119号 平成21年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手、賛成多数)

賛成多数。よって本案は、原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第122号 平成21年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

高齢者支援課長

「議案第122号 平成21年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)」の補足説明をいたします。

補正予算書173ページをお願いいたします。飯塚市介護サービス事業特別会計は特別養護老人ホーム筑穂桜の園の運営にかかる予算であります。第1条において歳入歳出それぞれ5355万千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億5894万3千円とするものです。

176ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入のほうから説明させていただきます。まず2款1項1目 繰越金で前年度繰越金を528万6千円増額し、528万7千円とするものです。7款1項 財産運用収入、1目の利子及び配当金で基金預金利子15万4千円を増額、2目 基金運用収入につきましては、8万5千円を減額するものであります。

続きまして歳入を説明いたします。2款1項1目 特別養護老人ホーム運営基金積立金の25節 積立金で特別養護老人ホーム運営基金積立金を528万3千円、同基金預金利子積立金を15万4千円増額、同基金運用収入は、8万2千円を減額し、合計535万5千円を増額し、運営基金への積立金を2162万3千円としようとするものです。

以上、簡単であります。補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

榆井委員

この会計は職員給料の増減はないんですかね。

高齢者支援課長

特別養護老人ホームにつきましては指定管理となっておりますので、職員給与の影響はございません。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第122号 平成21年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第131号 平成21年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

「議案第131号 平成21年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)」について補足説明をいたします。

別冊の平成21年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)の1ページをお願いします。

第2条におきまして、収益的収入は既定予算から1296万7千円を増額し、1億5067万円とするものでございます。収益的支出は、既定予算から1005万8千円を減額し、1億8623万9千円とするものでございます。また、3条におきまして、資本的収入の繰入金と納付金を組み替えるものでございます。

7ページをお願いします。収益的収入の1296万7千円を増額の主なものにつきましては、1款 病院事業収益、3項 特別利益、1目 過年度損益修正益の1295万6千円の増は、固定資産評価見直しによる平成20年度の減価償却費の減によるものです。これは、平成20年度に固定資産のすべてを簿価で再評価をしておりましたが、無償譲渡を受けたもののみを簿価で再評価するよう県から指導を受けましたので、固定資産評価を見直したものでございます。そのため評価額が下がり、平成20年度減価償却費が減少することになったためでございます。

収益的支出1005万8千円の減額の主なものにつきましては、1款 病院事業費用、3項 医業費用、2目 減価償却費の1008万7千円の減は、建物および構築物減価償却費176万7千円の減、機械および装置減価償却費832万円の減で、これも固定資産評価見直しによるものです。

8ページをお願いします。資本的収入につきましては、病院事業債元金償還指定管理者負担分を3項 繰入金、1目 繰入金から4項 納付金、1目納付金に組み替えるものです。

以上、簡単ではありますが、説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第131号 平成21年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第145号 財産の譲渡(飯塚東保育所)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

保育課長

「議案第145号 財産の譲渡（飯塚市立飯塚東保育所）」について提案理由の補足説明をいたします。

議案書56ページをお願いいたします。57ページには、飯塚東保育所位置図、58ページには、平面図を添付させていただいております。

財産処分の内容といたしまして、譲渡する財産 飯塚東保育所園舎、所在地飯塚市上三緒628番地1、構造 鉄筋コンクリート造、平屋建、床面積 486.56㎡、譲渡の相手方福岡県飯塚市柏の森535番地3-1、社会福祉法人 眞如会 理事長 井上 和幸であります。

今回、建物を無償譲渡する理由といたしましては、お手元に配付させていただいてます横田、鯉田、飯塚東保育所建物比較表をお願いいたします。資料下段 横田保育所は無償譲渡いたしております。そのときの鑑定評価額は表下段A38,400千円でございます。これを基本として、新たに移譲する建物の鑑定評価額がそれ以下の鑑定評価額なら無償譲渡、それ以上の鑑定評価額ならその差額分の有償譲渡とする考えでございます。資料下段 鯉田保育所は評価下段B5580万円から、表下段A3840万円を差し引いた1740万円の有償譲渡といたしております。資料下段 飯塚東保育所は、表下段C3230万円から表下段A3840万円を差し引いた金額 610万円ですので、無償譲渡としたいと考えております。

なお無償譲渡の決定に当たりましては、飯塚市財産管理審議会および公有財産調整委員会の審議、協議を受けた中で決定しております。また物品、遊具及び備品については、飯塚市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第6条第1号の規定により無償譲与と考えております。土地については保育所運営を安定的に継続するために、底地については有償貸付と考えております。

以上、簡単ですが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

楡井委員

いま説明で、敷地のほうは有償貸付ということでありませうけども、この面積はどのくらいになっているのか。それと同時に有償ということであれば、どういうふうなことでいくくらいになるのか、分かりましたらお願いします。

保育課長

敷地全体は、4,580㎡あります。有償貸付の面積は2,938㎡で、残りが無償貸付、これは1,643.05㎡ですけど、これにつきましては、法面部分でございますので無償貸付といたしております。また、合計貸付金額は、44万8,941円となっております。

楡井委員

それから、建物は横田を基準にして、それよりも評価が低ければ、ただということですけども、この横田を基準にするというのはどういう理由ですか。

保育課長

横田保育所は、平成11年4月に民営化されましたが、旧飯塚市において初めての民間移譲であり、スムーズな保育運営の移管を図るために無償譲渡されてます。その後、公立保育所運営検討委員会に公立保育所のあり方について諮問するとともに、厚生文教委員会に報告する中で、今後公立保育所の民営化を進めていく方向の中で、先ほど提案説明しましたとおり、横田保育所の建物の資産評価を基本として、鯉田保育所の民営化につきましては1740万円の譲渡価格でしたが、今回の飯塚東保育所につきましては無償譲渡とさせていただきたいと提案させていただいております。

なお、飯塚東保育所の募集要項における建物の無償譲渡につきましては、本年3月13日開

催の厚生文教委員会でご報告させていただいております。これを受けて、応募法人は、建物の無償譲渡を了承のうえ要望され、真如会も了承されているところでございます。

榆井委員

建物は分かりましたけども、付属するいろんな施設があるんじゃないかと思えますし、備品といえますかね、そういうのもいろいろあるんじゃないかと思うんですね。そういうのを合わせての金額なのかどうかですね、説明してください。

保育課長

先ほどご説明いたしましたけど、備品につきましてご説明いたします。備品につきましては無償譲渡と考えてますけど、すべての取得金額が105万1千257円で273点あります。残存価額としていたしまして、今の価格としまして140万4千154円でございます。主だったものをご説明させていただきます。大きいものでございますけど、コピー機を平成17年に買ってありますが、取得金額は20万7千480円ですけど、残存価額として、今4万1千496円となっています。また、エアコンが平成12年8月に購入してあります。取得金額は43万円でございますけど、残存価額として17万1千999円でございます。また、ピアノが平成5年に取得しますが、取得金額は36万7千710円で残存価額として1万8千385円でございます。滑り台が、平成10年に購入してあります。取得金額は48万円です。残存価額が2万4千000円が主なものでございます。

榆井委員

それらの合計が105万1千円で現在は140万4千円ということになってるわけですね、分かりました。

次に、職員の方がおられると思います。正職員、嘱託職員、臨時職員何人ずつおられるのか、そしてその人たちの処遇といえますか、今後はどうなるのか。

保育課長

職員につきましては9名、嘱託につきましては2名、臨時につきましては9名でございます。職員につきましては、当然別の保育所に移るということで、嘱託についてもそういう形になりますけど、臨時職員9名につきましては、今度新しい真如会に移りますが、9名中1人は市役所の保育士に合格されていますので、8名が新しい法人のほうに行かれることになっております。8名のほうは真如会の正規職員としていけます。あと1名の方が市役所の職員に合格されています。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

榆井委員

今までも討論してきましたけども、公有財産を次々に民営化して、無償で払い下げていくというようなことには、私も賛成できません。合計3400万円弱の無償譲渡ということになると思うので、これは賛成できないということです。

委員長

他に討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第145号 財産の譲渡（飯塚東保育所）」について原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手、賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 52

再 開 11 : 00

委員会を再開いたします。

次に、「議案第149号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

「議案第149号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更」の補足説明をいたします。

議案書の66ページをお願いします。平成22年2月1日から八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村及び同郡星野村が廃され、その区域が八女市に編入されることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更をするため、議会の議決を求めるものです。

68ページの新旧対照表をお願いします。附則3をお願いします。広域連合議員の定数につきましては、規約第7条第1項で34人と規定されておりますが、平成20年4月の制度開始以降、国の制度・運用の見直しが行われ、未だ制度が安定した状況にないことから、平成23年3月31日まで、75人とする経過措置が設けられています。

平成22年2月1日から八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村及び同郡星野村が廃され、その区域が八女市に編入されることに伴う4人減と、八女市が議員数1人が2人に増員されたことにより、72人に改めるものでございます。

別表第2をお願いします。同様に、対象市町村の八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村及び同郡星野村が八女市に編入されるために八女郡広川町に改めるものです。

以上簡単ですが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第149号 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更」については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第152号 専決処分の承認（平成21年度飯塚市一般会計補正予算（第5号））」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

健康増進課長

「議案第152号 専決処分の承認（平成21年度飯塚市一般会計補正予算（第5号））」の補足説明をいたします。

別冊の平成21年度飯塚市一般会計補正予算書平成21年10月30日専決をお願いします。

今回の補正予算は、国の新型インフルエンザワクチン接種の基本方針に基づく事業を実施するために補正をするものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条において、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7537万9千円を追加し、584億8148万5千円と定めるものでございます。

4ページをお願いいたします。まず、歳出をご説明いたします。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費につきましては、新型インフルエンザ対策事業費として、新型インフルエンザ予防接種費助成金1億7322万1千円、および接種費用補助対象証明書の作成、送付する費用等として215万8千円を補正するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。第16款 県支出金、第2項 県補助金、第3目 衛生費補助金につきましては、新型インフルエンザ対策事業費のうち予防接種費助成金の4分の3が、これは間接補助になりますが、県から交付されるため補正するものでございます。第16款 繰入金、第2項 基金繰入金、第3目 財政調整基金繰入金につきましては、財源調整として、財政調整基金を取り崩しまして繰り入れるものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第152号 専決処分の承認(平成21年度飯塚市一般会計補正予算(第5号))」については承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は承認すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:06

再 開 11:15

委員会を再開いたします。

次に、「請願第16号 後期高齢者医療制度の即時廃止の意見書提出を求める請願」を議題とします。

おはかりいたします。本請願は慎重に審査するということで継続審査といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり執行部から4件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚保健福祉圏域における介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の増設に係る協議結果について」、報告を求めます。

介護保険課長

「飯塚市保健福祉圏域におけます介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)増設に係る協議結果について」、ご報告させていただきます。

去る8月17日の厚生委員会において報告しておりましたけれども、第5次福岡県高齢者保健福祉計画、年度が平成21年度から平成23年度期間中の飯塚保健福祉圏域、飯塚市および嘉麻市および桂川町におけます、県指定の介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム、20床の

整備計画につきまして、本市より1事業所、社会福祉法人光綾会特別養護老人ホーム「多田の里」より増床計画の意向の協議書が提出されましたことから意見書を添えまして県へ協議書を提出しておりましたけれども、その結果通知が先月届きまして、提出しておりました社会福祉法人光綾会特別養護老人ホーム「多田の里」は不採択となっておりますので、ご報告させていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

岡部委員

ちょっと確認のために聞いておきたいんですけど、この特別養護老人ホームの受入れについては確かうちのほうとしてもこの圏域の中では負担金もあるわけですのでね、受け入れないというふうな形の中でこう進んでいたんですけど、いま第5次ですか、何かそういうふうな形の中でまた受入枠というのが出てきたんですかね。確認のために言ってるんですよ。というのが、過去うちのほうは受け入れたくなくても県のほうから一方的な形で受入れを指示するというような形の中でどうしようもないような、そしてそれを今度受け入れてもらうところも何となくモヤモヤと分からんうちに出てきたからね。この20床というのはうちのほうへ受け入れるというふうな形の意味表示の中で出てきた問題ですか。

介護保険課長

県の保健福祉計画についての市町村の意見というのは意見を申す機会はありませんで、県のほうで高齢者等の人口および施設の充足等を勘案した上で、県のほうで計画が策定されました上で増床計画が上がりますので、市町村の意見というのは反映されません。

岡部委員

私もそう思ったんですよ。飯塚市にもそういう受入れの権限権能というものはないからね。ただ財政的な問題とか負担金の問題なんかで、確か飯塚市のほうではこういう受入れ要請があってもできるだけお断りしようというような話があったように私は聞いたんですが、部長、そうじゃなかったんですかね。

児童社会福祉部長

すみません、私は平成15年に介護保険課長をいたしておりまして、合併前の平成17年度末に飯塚市の3期の介護保険事業計画の策定に当時担当課長として携わっておりました。そのときの飯塚市の特別養護老人ホームの設置に、新設につきましては飯塚市の計画では地域密着型のグループホーム、それと特定施設入所者生活介護、俗称は介護付老人ホーム、そここのところの整備を進める中で待機者の解消を図っていくという考え方の計画にしておりました。ところが、先ほど現介護保険課長が説明しましたように、県は独自に嘉穂保健事務所管内、今でいいます嘉飯桂地区について県指定権限のある特別養護老人ホームを90床つくるという計画をですね、飯塚市との協議がないままに県独自で計画されて、結果的には90床のうち70床につきましては旧穂波地区の天空の森ですか、が70床で開設され、残りの20床につきましては飯塚市外の地区で県が認めたというような経過になっております。

岡部委員

結局飯塚市が認めたら、飯塚市も財政負担はやらないかんわけでしょうが。違いますかね。

介護保険課長

施設整備に関する市の予算というのは伴いません。ただ特別養護老人ホームが増床になることによって最終的に保険料に影響することはあるかとは思いますが、特定都市基盤整備に伴います市の負担というのは伴いません。

岡部委員

今の説明でいったらそういう施設の増床枠とかね、何とかと飯塚市が認めても、それ1円も出さんでいいとそういうふうになってるんですか。だから当然大きくなりますよね、所帯が。

要するにそこに受入れを始めれば、当然運営費用っていうのは出てくるんじゃないですか。今あなたが言ったのは箱だけ。私はトータルで話を聞きよったからですね。そののところも、今言ってしまったからもう中身は分かるんですけど。私が言いたいのはもう少し飯塚市のほうも自主性を持って受け入れがたいものを受け入れがたいというふうにやらんとですね。じゃあ県の都合ではいやもうこの地域には1床たりとも出しませんとかというような声が平気で出てくる、にも関わらず、ある日突然90床とかというような形でポンと下りてくるという。これはきちっとした当該自治体の意見は意見としてね、県の方に、権限はありませんから仕方ありませんじゃ私は済まんのじゃなかるうかというふうな気がいたします。これは言うておきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「穎田高齢者福祉センターのボイラー故障について」報告を求めます。

高齢者支援課長

「穎田高齢者福祉センターのボイラー故障について」、報告いたします。

穎田高齢者福祉センターのボイラー故障のため、施設の浴場が利用できなくなりました。ボイラー修理の完了予定が1月末から2月上旬の予定であります。そのため、浴場の利用の代替措置として、庄内のハーモニーマで1日1便、週2回であります。無料送迎バスを運行することといたしました。送迎バスを利用される利用者の方につきましては穎田高齢者福祉センターの入館料については減免をすることといたしております。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

安藤委員

現在バスで送られているというところなんですけれども、それはどれくらいの割合でされているのでしょうか。

高齢者支援課長

今まで3回運行しております。運行を始めました12月7日の利用者の方が6名、続く2回目が16名、3回目が7名の方が利用されております。

安藤委員

これはずっと継続的に送っていかれるということをやられるんですよね。修理が完了するまでですね。それで、利用人数がずいぶん少ないんですけども、その中でもボイラーの修理をしていただけるといのは本当にありがたいなと思っておりますので、今後も含めていろいろ検討しなきゃいけないところも出てくると思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。要望です。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:25

再 開 11:29

委員会を再開いたします。

次に、「平成21年度実施の防災浸水対策事業について」、報告を求めます。

総務課長補佐

「平成21年度実施の防災浸水対策事業について」、報告いたします。

平成21年7月、中国、九州北部豪雨による水害の発生を踏まえ、今年度中に実施、または実施予定の防災浸水対策事業の概要を報告します。

まず21年度実施の防災浸水対策事業に至る経緯についてご説明いたします。配付しております資料に基づきご説明申し上げます。

資料1ページ住民説明会及び防災（浸水）対策検討の経緯については、7月24日以降、本市で開催いたしました被災地区住民への説明会をはじめ、自治会等への報告・説明、および国、県等関係機関との協議、部内協議等について検討経過をとりまとめたものです。

この資料に記載のとおり、11月30日現在、被災地域での住民説明会等を遠賀川河川事務所、飯塚県土整備事務所とともに8回開催し、また自治会長会等への報告・説明については市単独で15回実施、今回の水害についてその概要をご報告するとともに、今日までに行政で取り組んでまいりました被災者への支援策や復旧対策を説明のうえ、被災地域にお住まいの方々から直接、今回の水害に関し、防災、浸水対策上の課題や問題点、ご要望等をお聞きするとともに率直な意見交換をいたしました。

そのほか、防災、浸水対策に関し、これまでに8件の陳情書等を受理したほか、タウンミーティングにおいても数多くのご意見、ご要望等を承ったところです。

また、9月議会における一般質問や各常任委員会の場でも多くの議員の皆様方から防災、浸水対策上の課題や問題点をご指摘いただき、貴重なご意見やご提言等を承ったところです。

このため、平成15年に7・19大水害を経験した本市としましては、これら数多くのご意見、ご要望等をあらためて真摯に受け止めるとともに、特に度重なる水害に被災されました多くの市民の皆様の実情な思いを深刻に受け止め、今後の防災対策、ならびに浸水対策に活かしていく所存です。

このため、被災地域住民への説明会と平行して、今回の水害に関し、その課題、問題点を検証、分析・整理し、今後実施すべき防災・浸水対策事業を検討するために、これまでに部内調整会議等を6回開催し、また国、県、市の調整会議として合同浸水対策会議を4回開催いたしました。

これらの会議におきましては、関係各課と遠賀川河川事務所、飯塚県土整備事務所それぞれが所管する事業等について相互に理解を深めるとともに、情報を共有し、緊密な連携を図りつつ、21年度実施事業の調整を行ったところであり、現在、引き続き22年度以降に向けて協議を継続しているところです。

資料2の1、2の2の「平成21年度飯塚市防災（浸水）対策実施事業」については、7月24日大水害以降、直ちに実施した事業、実施中の事業、あるいは本年度中に実施する予定の事業についてとりまとめたものです。

2の1は防災体制関連事業、2ページ目は建設関連事業としてまとめております。

22年度以降の事業につきましては、被災地域住民の要望等の聴取、集約作業が終了していないこと、国、県事業との調整等を引き続き検討中であること、また最も大きな理由として治水対策等の調査を次年度も引き続き行い、それらの分析結果を考慮しなければならないことから、来年度に中、長期事業をも踏まえた「飯塚市防災（浸水）対策基本計画」を策定したいと考えています。

それでは、少し長くなりますけれども、資料2の1ページをお願いします。

計画項目の1のうち具体的内容1、2は、引き続きこの体制を堅持したいと考えています。

具体的内容3は、見直しの方向性としては、河川情報、気象情報だけに頼ることなく、浸水地域の被災状況を重視したいと考えています。より正確な被災状況の把握が課題であると認識しているところです。

計画項目の2の具体的内容1は、自主参集を行うよう強化する予定です。

具体的内容2のうち、消防団については、本年度の幹部教養訓練において図上訓練を実施し、

地元分団との連絡、報告体制について再確認したところです。

具体的内容3、4は、今回の災害に際しましてもこの図上訓練が有意義であったことから、さらに改善を図り来年度に備えたいと考えています。

計画項目の3の具体的内容1は、今回の水害の反省を踏まえ、警戒ポイントに早く到達できるよう順路等を見直し、また、より柔軟な運用が可能になるよう事務分担を見直す予定です。

具体的内容2は、今回の水害の反省を踏まえ、現地の被災状況を迅速かつ的確に把握するため、市民有志による災害情報協力員を配置したいと考えており、自主防災組織、地域安全推進隊、自治会等のご協力をいただきたいと思います。

計画項目の4災害救助用品備品の拡充につきましては、単に用品備品の数を揃えるだけでなく利活用しやすい備蓄場所を選択することを念頭に充実を図ることとしています。

このうち具体的内容5は、片島小学校他についてはすでに見直したところです。

計画項目の5防災啓発事業の推進につきましては、「危険な場合は無理をして避難しないこと」や「2階屋にお住まいの場合は浸水が始まれば2階に一時避難したほうが安全であること」など、基本的な防災情報を含む啓発や避難所、各種警報の意味等の周知徹底を図ってまいりたいと考えています。

この中で、具体的内容5は、本年度から防災センターの管理運営をNPO法人遠賀川流域住民の会に委託しているものですが、利用者が上半期で昨年度より倍増しており、遠賀川に親しみながら防災意識の高揚を図っています。

具体的内容6は、防災週間啓発事業として、本年度初の事業として第1回防災フェアを防災センターにおいてNPO法人遠賀川流域住民の会をコーディネーターとし、飯塚消防署、遠賀川河川事務所等とともに開催いたしました。約1,000人の参加者が来場されました。

計画項目の6防災体制全般の見直しにつきましては、具体的内容1、2は、平成19年度に策定した地域防災計画を昨年度、本年度と見直していますが、今回の水害を踏まえてさらに改訂を加え、水防計画の見直しとともに来年度の防災会議におはかりしたいと考えています。

具体的内容3は、避難勧告等の発令基準とも関係しますが、従来の浸水被害想定14箇所、土砂災害8箇所に加え、来年度は防災行政無線が整備されることから、地域からのご意見を細かく承ったうえで大幅な見直しを行うこととしています。そのため、現在自治会アンケート調査を実施中です。また、本年度県の土砂災害警戒区域の指定を受けた地区についても見直す予定です。

計画項目の7情報伝達方法の整備につきましては、具体的内容1、2は、防災行政無線の整備に併せ、メール、FAX等による同時伝達を行うものですが、速報性に加え、災害時要援護者や避難地区にお住まいの方々にも円滑、確実に伝達が可能になると考えています。なお、災害時要援護者については、避難支援プランに基づき地域の方々のご協力を得て、独自の連絡網により安否確認等の伝達を実施することとしています。

計画項目の8災害時要援護者支援体制の推進につきましては、今後の防災体制を構築するうえで最重要課題のひとつと捉えております。今回の災害では被災地が想定以上に広範囲に及んだことからさらに取組みを拡大、強化し、作成作業を急ぐ必要があります。そのため、避難支援プラン作成上の最大のネックとなっておりました行政情報の外部提供、ならびに個人情報保護の取扱いについて、本年度は個人情報保護審議会に諮問し、前向きな答申をいただいたところであります。

以上が防災体制関連事業として本年度に実施した、あるいは実施中、実施予定の事業でございます。

なお、9月議会やタウンミーティングでも多数のご指摘をいただいた、電話が通じないという、電話交換の仕組みの改善については現在鋭意検討中ですが、新たな機器等の設備を要することから引き続き検討してまいりたいと考えています。

最後になりますが、防災体制関連事業の推進にあたりまして、最も優先すべき重要課題は先ほどご報告申し上げました、災害時要援護者避難支援プランの作成のほか、計画項目1 具体的内容3 避難勧告等の発令基準の見直し、及び計画項目7 具体的内容1 防災行政無線の整備の3点と考えています。

以上で総務課からの報告を終わります。

土木建設課長補佐

続きまして、建設関連事業につきましてご説明させていただきます。

資料の2の2をお願いいたします。この表は系図事業を含めまして、本年度に実施あるいは本年度中に実施する予定の事業箇所、計画項目ごと、及び所管課ごとに記載しております。

それでは、各事業の概要をご説明いたします。まず、計画項目1番の河川排水路改修事業でございますが、椎ノ木川改修工事の浦田第1雨水幹線整備工事は現況の断面が不足している箇所、また排水の効率化を図るための改修計画で、本年度に用地購入を予定しております。

続きまして、大日寺川につきましては、本年7月の集中豪雨を受けまして、パラペット・護岸・浚渫等の各種工事を予定しております。また大城川、小峠川につきましては、現在浚渫工事を実施中でございます。

次に、2番の明星寺川流域下水道事業は、県事業で明星寺川調整池の用地購入を実施しているものであり、負担金にて対応の予定であります。

また3番の排水機場水門整備につきましても、負担金事業で、菰田排水機場と十玉ポンプ場の増設を予定しております。

次に、4番でございますが、碓川サイホン改修事業といたしまして、サイホンの通水の円滑化を図るための改良工事を予定しております。また飯塚市単独事業としまして、下水道事業で西部排水区内を継続的に、コンクリート雨水柵蓋からグレーチング蓋に架け替えております。

5番の既存の溜池調整池改良といたしまして、三緒浦ため池の浚渫工事を予定しております。

6番の公園事業といたしまして、勝盛ため池の調整池機能強化を目的とした浚渫工事を実施中でございます。

7番の合流式下水道緊急改善事業といたしまして、初期の下水貯留施設を新設するものです。

次に8番ですが、開発指導要綱の見直しにつきましては、浸水対策についての内容を現在検討中でございます。また、用排水路改修事業といたしまして、有井排水路の実施設計を作業中でございます。以上2件は職員にて対応しておりますので、事業費につきましては計上しておりません。

最後に公共下水道事業と治水対策基本調査でございますが、本年7月の集中豪雨を受けまして、市内全域の降雨状況等、洪水資料をもとに、各河川・水路流域の現状把握と解析を行う委託業務を行うものでございます。

以上が平成21年度飯塚市防災対策実施事業の概要であります。国土交通省及び福岡県に対し負担金を支出しています箇所を含めると18箇所となり、また金額につきましては4億7142万8千円の予定でございます。

次に、表の下段部は県土整備事務所が本年度に実施を計画しております9箇所であります。

平成15年度の集中豪雨以降から継続的に実施しております事業と、本年度の7月の集中豪雨による溢水等で被害を及ぼした箇所で、各該当県営河川の応急対策工事として、パラペット工事・浚渫工事等を実施するものと、河川改修計画として、集中豪雨を想定した検討や、本市と共に参加した地元説明会での意見を取り入れた内容の委託業務を発注する予定で、合わせて9箇所の予定との事でございます。

市と県を合わせまして27箇所の浸水対策事業を21年度に実施するものであります。
以上、簡単であります、説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

あのですね、一所懸命に取り組まれてるのは説明で理解しますけれども、飯塚市は平成15年の水害の後にいろいろな計画を立てましたよね。そしてそれから6年経って今回の水害なわけですよね。5年前の水害を受けて、今ここにある明星寺の調整池とかそういうのは造っていかれておるのは承知してます。しかし、全体的に当初の計画でどの部分まで進んでるのか。それと、新たにどういうやつを加えたのか、それが見えるようにしていただいたほうがより一層ご理解いただけるんじゃないかなと私は思います。なぜこんなこと言うかということですね、5年間の間、議員さんも変わってらっしゃる、新しい方もいらっしゃるということですよね。だからそういう面ではちょっと合併したのとしてない時の状況だから、広範囲になってる部分もあるわけですけど、全体像が見えない。それと、当初の計画の進捗状況が見えないというのは言いたいわけです。だからいずれの時点で出していたきたいなというふうに思います。それは要望だけしておきます。

あと、中身でちょっと確認させていただきますが、細かい内容については後でね、あとで委員会が終わっても、また確認させていただきますけれども、特に浸水対策の実施事業の中で開発指導要綱の見直し、今これ検討してるということでありましたけれども、どういう内容が考えられてるのか。それが一点と、私は有井の排水路改良工事、これは新しいですよ、私の知識の中では新しいんですよ。だからこれは場所がどこで、どのように改良する計画なのか。実施計画まで出されておりますので、これちょっと教えていただきたいなと。それと合流式下水道緊急改善事業、これは恐らく本町なりその辺かなと思うんですけど、これはどこなのか。どういう所に新設するのかですね。その点をちょっとお尋ねしたいと思います。

都市計画課街路係長

開発要綱の見直しの具体的な内容につきましては、開発指導要綱につきましては、平成20年4月に合併後初の大幅な見直しを行っておりますが、今回は特に雨水流出抑制を重視した内容で検討しております。既に専門分野による作業部会を組織しており、具体的な協議に入っております。具体的内容としましては具体的には開発行為の計画段階から周辺の雨水実績浸水実績を確認させることや現行でも指導を行っております浸透貯留施設、緑地、また、調整池の設置について、現行での指導以上に強化する意味で事業者への啓発や設置基準を明確にし、事業協力を得ようとする内容の変更であります。

委員長

今例えば有井の場所はどこかとか、違うんですか。また第2段がね。先走りました。ごめんなさいね。次は誰。

農林課長補佐

有井の位置と計画内容ということでございますけども、有井の位置としまして、庄内川の佐与井堰というのございます。その上流部に流入している水路でございます。それが断面的に若干狭いもんですから、拡幅とそれから井堰の上流に排水しているということです。井堰の下流側に一応排水するような計画を今進めております。計画についてはおおむねまとまっております。

下水道課課長補佐

合流式下水道緊急改善事業につきましてご説明します。平成14年度に3カ年で改善計画の策定を立てるように国から指示がっております。策定後5年間で実施し、平成15年度に汚濁負荷減量削減の行動計画が策定されまして、片島ポンプ場でこの事業を行っております。片

島ポンプ場では雨天時に放流していましたので、早急な改善が必要でありますし、合流式下水道改善事業を目的といたしまして、初期の下水道貯留施設を雨水貯留施設として併用するような施設を現在整備しております。

道祖委員

有井の場所は庄内川、だいたい有井は分かりますけどね、ただ細かいところがよく見えなかったんで、これは後で個別に教えていただきますけれど。あとですね、飯塚市単独事業でその雨水ます等の改良及び増設ということで、側溝の蓋改良工事、これはグレーチングにするんですかね、でありますけれど、水害のとき道路の側溝が詰まって水があふれ出るという現実がいくらでもあるわけなんですけれど、これに対する取組みというのはどの部分に入ってくるんですか。

土木管理課長補佐

いま委員がお尋ねの件につきましては道路側溝の件だと思いますけど、現在7月24日の降雨を受けまして、その後道路の排水側溝並びに下排水側溝なりの現地確認を行いまして、浚渫なりまたここにも上がってきておりますけど、蓋の改修等も検討しながら、現在土木管理課のほうでやっております。

道祖委員

その件なんですけど、それは自治会長の皆さんはやってるといのはご存じですか。自分たちが調査するときやっぱり自治会の方にですね、そういうことをやっているという説明はしておりますか。しておればそれで結構です。していないならばできるだけそういうこともやっってください。といのはやっぱり安心を与えるためにはやっぱり市役所はやってるんだと、細かいことなんだけどやってるんだということだけ知らせたほうがよろしいんじゃないかと思えますので。これはもう答弁は要りません。

田中 廣文委員

私は穎田の北勢田の問題でちょっとお聞きしたいと思います。ポンプ場がありますね。あそこの横の道路を越えて逆流してるんですね。逆流、このことについて、今までの現状からどういうふうになってるのか教えていただきたい。何戸ぐらい床上浸水があったかとかということも含めまして。

都市建設部次長

いまご質問者の言われる庄内川、これ小竹境のところの分だというふうに思っております。この工事につきましては県事業で堤防の嵩上げ等をやっていたおる状況でございます。この件につきまして一部市のほうの負担の関係もございしますが、まだ完了には至っていない、また継続事業ということでですね、今後完成に向けてやっていっていただいている状況でございます。この完成時期につきましてはもう少し用地の問題もございしますので、少し予定よりも遅れてくるのかなというふうに思っておりますが、今のところいつ完了するというのが我々の手元に参っておりませんので、また機会あるときにそういった報告はさせていただきたいというふうに思っております。

田中 廣文委員

あれはですね、6年前の7・19の折にも越してるんですよ。逆流しておるんです。そのときには堤防を造るための用地は取得されておった。ところが直方土木事務所との関連で工事ができなかったというような経過があるわけです。小竹町との協議とか。それが遠賀川のところまで行かなければ、この堤防から逆流してくるわけです。だから穎田のほうではポンプ場のところの道路、堤防の高さまで上げてくれないかという要望が出ていたはずですよ。このへんが今までになされてきてなかったということを含めてですね、ご答弁いただきたい。どんなふうになっているのか。

都市建設部次長

小竹町との今の用地の関係でございますけども、それは一昨年ぐらいからですね、いろいろ協議を煮詰めております。市で用地を買うのか、小竹町で買うのかということをごさね。まだその結論的なものは出ておりません。小竹町のほうがなかなか対応になかなか拒否をするとかいうようなところもあるもんですから。その買う用地といたしましては小竹行政界の中の用地ですから、市のほうがなかなか買うということがちょっと難しいところがあるもんですから、そこをもう少し小竹町と協議をしながら、早急な解決を図っていきたいというふうに思っております。

田中 廣文委員

堤防は土木事務所の管轄になるわけですよ。ですから、市が買うとかいうことにはならないわけなんですよ。また土木事務所も私どもの要求で造っていったんですよ。部落解放同盟の穎田町協議会の要請だったんですよ。ですから、あそこはそれでできてきたんですよ。それから下流ができないんです。ですからポンプ場の所あたりまで堤防の高さ、右側の山手のほうですね、その高さまで持って行っていただくとこちらへ逆流しないというような状況があるわけなんですよ。そういう要望を飯塚市にしているわけなんです。市道ですからこれは。ですから、それをいまだに全然取り上げてなかったということに問題点があるんですよということを言ってるわけです。

都市建設部次長

いまのご質問は遠賀川の堤防道路の一部低い所があるということでございますかね。基本的には堤防の嵩上げそういったものは庄内川につきましては、あそこも含めた中で上流域、それから上流域も堤防が低くて溢水した経緯もあります。そういったところで今年度は庄内川の下流域について、北勢田のほうの部分につきましては年明けに何らかの形で手当をするというふうな予定が今組まれておりますので、見ていただければ今後の経緯というんでしょうか、そういったものも分かってくるのかなというふうに私も思っておりますが。今のポンプ場の下流側の一番遠賀川の出口の件については県が工事しておりますから、そういったものがどういった形になっておるかというのは今後調査して、聞き取りをしながらまたご報告させていただきたいと思っております。

田中 廣文委員

ちょっと勘違いしておるんじゃないかと。私は堤防はやってやっていただかないかと。しかし遠賀川の堤防まで行き着く間にはかなりの時間がかかると、かなりの。あの穎田は34戸が床上浸水があつてますよね。34戸あつたと思いますよ。ですから、私はその市道の高さをちょっと変えていただくとこちらへ流れて来ないということで申し上げてるわけです。その辺を考えていただきたいということです。

都市建設部次長

道路の件につきましては市管理の道路ということですから、今後もっと調査しながら、高さ関係、水が上がった解析ですね、その解析も含めた中でどの程度上げていいかというのを出した中で計画をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

田中 廣文委員

よろしく願いしたいと思っております。それからですね、旧穂波の天道まちなかが、あれは大將陣の根本に日ノ隈用水路というのがあるんですよ。これは農林関係で。しかし日ノ隈の井堰は転倒堰で倒れるようになってます。またこれがある程度流れてきたのは大將陣碎石の入口でまた川へ流していく。これから下に行くのが大將陣の山の急傾斜地ですね、それから流れる水が天道に入ってくるわけなんです。ここで私は気づいたことなんですけども、道路側溝が今の二ーズに合うんかなと。先ほども話が出ておりましたように100mm、時間に100mmといったら10cmですか。10cmの高さで雨が降るわけですね。そしたら今の道路側溝のあり方で本当にこれを排水できるのかどうか。この辺を技術的に教えていただきたい。

都市建設部次長

通常の道路側溝というのが今の雨の量からいいまして、10mm以内、5mm程度でしょうね。そういった程度の雨しかもたないということになります。それを今は100mmの雨に対応するというようなことになると、道路自体は全部溝になってしまいます。いろんなそういった何というのか、費用対効果という問題もありますけども、今の考え方としては全国すべてこれは基本的には10mm以内の雨が降ったときにはけるような構造でというようなことで330mm角ですかね、ああいった程度の雨に対応するというようなことでご理解していただければというふうに思っております。

田中 廣文委員

それがですね、今の豪雨によってはそういうことでもどうしようもないというような状況なんですよね。これで、そのままいいかということにはならないと思うんです。特に天道のまち中はこのごろ田川バイパスが開通したおかげでトレーラーとか大型車がどんどん通るわけなんですよ。で、また雨が降っているときドーンと通ってくるもんやき、家の中にどんどん入ってくる。歩道も何もありません、あそこは。そういう、歩道があってもちょっと難しい部分があるわけです。やっぱり、そのことも含めてやっぱり浸水になっていく所はやっぱり市の課題として今後取り組んでいかないかんのやないか。ポンプ場を造るとか、またその排水をどうして抜いていくとか。私はですね、今度24日の大雨の折にですね、新しいポンプ場、明星寺のポンプ場に8時位やったですか。ちょうど上げ始めたころやったですよ、水を。そのときに行きましたところですね、枝国3区と徳前の第二ってあるんですか。あの自治会かなんか。ありますか。そのですね、役員の方かもしれませんけども、あそこポンプ場に来てポンプはこれは上がりよらんとじゃないかというような指摘を受けたんですよ。やっぱりそこでオペレーターの方はですね、やっぱり説明されようけど何も相手に伝わらないということで、あたしもオペレーターの人から聞いたことによって、こうこうこういうこと今どんどん上がりよりますよと。100%稼動していますよということで話した経緯があります。何でそれならうちがこんなに浸かりよんですかといったときに今の道路側溝の対応ですね。10mmとかそんなことではもう今後、間に合わんような状況になってくる。いうなら集中豪雨が来たときにはそういうふうになってくるということなんです。ですから、やはりどこにいたってもうやっぱりこういう問題が起こりつつあることは現実にあるわけですから。市の考え方としてはそういうものも含めて対応できるように努力をしていただきたいということをお願いしておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

藤浦委員

2の1の表ですね。冒頭に総務課長補佐が説明していただきました。この項目、やっぱりいろいろ反省を踏まえてですね、ノウハウもたくさん蓄積されながら、こういったことで対策を練っていかれてるんだらうと思います。課長補佐が先ほど言われた、一般質問の中でもよく言われた、緊急用の連絡緊急電話がなかなか通じないといったことで回線の増設等々の検討もされるということなんでしょうけど、これ回線だけ増やしてもあまり意味ないと思うんですね。回線を増やすということも絶対大事なことなんでしょうけど、やっぱりその裏にある問題というのはですね、対応し切れなかったと。要するに電話を取られてもね、何の指示も帰ってこないということがやっぱりもう1つ大きな問題になってたわけですね。電話は取られたけど、ちょっと待ってくださいということで、ちょっと待ってくださいからの時間が長い。そのうちにプツンと切れてしまったとかというような問題もたくさん出てたわけです。ですから回線を増やすということと同時にですね、きちんと指示ができる方がそこにおられる、スタッフはですね、そこにやっぱりきちんとおられるというのもきちんとこの検討項目の中にはですね、対策の中にはやっぱり入れられるべき。そうしないといくら電話回線があっても宝の持ちぐさで

ですね、何の意味もなさないということになるのではないかなということの一つ思いました。それとですね、この時期、この災害のときにかなりの方々が避難をされてると思うんですね。管内全域で。資料も出てたと思うんですけど、だいたいどれくらいの数の方が例えば公民館ですとか学校ですとかね、体育館とかそういったところに避難されていたのか、ざっくりで結構ですのでそのへんの人数でだいたいどれくらいだったですかね。

総務課長補佐

市内全域で414人の方が避難されております。7月24日。

藤浦委員

7月24日が一番ピークというかですね。414人ということでしょう。この避難者はですね、実は下三緒の東地区の公民館のほうにもずいぶん上がって来られました、ずぶぬれになってですね。消防団の人たちも苦労しながら。浸かりそうになる家から搬出されて連れて来られました。やっぱりここで資材、機材ということの指摘もあっとりますけどね、ずぶぬれになってあの寒いときに上がってくるわけですから、震えながらね。タオル、毛布、こういったものは公民館にもある程度の備蓄はあるんです。もう一つはやっぱり食べなきゃならん、飲まなきゃならん、というところで一つ問題があったわけですね、現場では。ですから、そういうところについてもですね、どういうふうにされるか話を聞きますと、そういった飲食物については、協力店というような登録があるというふうに聞いとりますが、それは事実ですか。

総務課長補佐

確かに昨年の12月に災害時における供給協定というものが12社、市内12社と結んでおります。

藤浦委員

それもですね、こういうふうな机上でいろいろこう検討されて、できあがった協力店でしょう。しかしそれがですね、実際にその災害のときに即応できたのかということをお疑問に思うわけです。そのへんはどういうふうにお考えでしょうか。

総務課長

今回の災害に際しましては、100数十食のですね、食料をこの協力店のほうからご協力いただいております。また出水期前に、これは図上訓練でございますが3回にわたりまして訓練をいたしておりました。ただ今回の災害に際しましてはちょうど土日当たりまして、そのときの訓練に参加した者との連絡が現場ではちょっと最初うまく取れなかったというような状況があったと聞いております。

総務課長

協力店が何店ですって。（「12店」という声あり）12店。これだけ広い地域になりますと協力店12店というのは果たして妥当な数字かどうかということもありますしね、各地域にはやっぱりその地域に根差したお店があるわけですよ。そういったところからね、協力をいただくということも了としていただくようなね、検討もしていただかないと。本当に即応できない。そういった飲み物、食べ物を買に行きたいけどというふうに対策本部に連絡したら、待ってくれと言われとるわけですね。協力店に連絡をして、協力店から出すと。そうなるとう必然的に浸かってる部分が多いわけですから水害でね。そこから即持ってこれるのかという問題もありますし、一番近いところに買いに行けば、そういった緊急の飲み物、食べ物というのは準備できるわけですね。だからそういったことも対応できるようなね、やっぱり臨機応変な対応策というのもきちんと考えられておいたほうがいいんじゃないかというふうに思いますが、どんなふうですか、それは。

総務課長

ご指摘のとおり、今回の災害に際しましてもそういった反省を踏まえまして、この防災体制関連事業の中にもございますとおり、避難所での食料供給等のマニュアルを再度ですね、点検

して、そういった即応体制が取れるような形に見直してまいりたいというふうに考えております。

藤浦委員

それで結構なんですが、冒頭に言いましたように、緊急電話要するに対策本部に対して電話をするといったことも、そういったこともあるわけですね。だからその辺もきちんと指示ができるスタッフというか、そういう対応ができる人がやっぱりそこにおいていただいて、電話を受けた人にきちんと指示ができるというふうな体制を整えないと絵に描いたもちになると。いうふうに思いますんで、ひとつよろしくご検討のほどお願いします。

委員長

他に質疑はありませんか。

柴田委員

2の2の状況の中で建花寺川応急対策というふうになっております。これ21年度とありますが本年度に取りかかるということでしょうか、それともでき上がるということでしょうか。

都市建設部次長

欄に記載してある事業でございますが、これは県事業でございます。個々の合計の下の1番から8番までは県事業でございます。県と協議をした中でこういった事業を今年度中に発注をするという確認がとれた事業でございますので、内容につきましてはですね、建花寺川等の基本的に溢水した箇所がございます。そういった溢水箇所をパラペットというんでしょうか、嵩上げをしまして溢水しないようにという事業をやるというふうに確認しております。

柴田委員

それとですね、ここには載ってないんじゃないかと思うんですが、皆様もタウンミーティングであるとき体験をされたのではないかなと思います。ご参加の方々の中でいらっしゃるんじゃないかなと思いますが、九工大の信号のところですね。これはハローデイから下りてきた坂、それから高雄団地から下りてきた坂で、もう少し大雨になるとあの一帯は浸かります。そして今回は大変雨量が多かったので、二瀬公民館の中にも入っていたという状況になってますが、あそこの排水工事と申しますか、何か計画はなされてあるんでしょうか、お尋ねいたします。

都市建設部次長

そういった浸水のひどいところにつきましては、今回補正予算で委託費を検討していただいでですね、水利解析をする予定でございます。そういったのを見きわめた中で、今後の対策をどういうふうにするかというようなところを出していきたいというふうに思っておりますので、それまでお待ち願うという状況が結論的には、状況を把握しておりますけれども、そういったことをご理解していただければというふうに思っております。

柴田委員

本当にぜひこれは取り組んでいただきたいと思います。毎回浸かる所です。少し、少し大雨が降るとあそこは坂になっておりますので、私たち住民としても溝のふた等の穴があいておりますが、そこが詰まらないように気をつけてですね、掃除の折には穴を開けたりしながらしておりますが、ぜひ排水工事のですね、何とか、必ず浸かる所ですので、ぜひ検討を早くしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

安藤委員

こちらは21年事業費までというところがございますけれども、先ほど、過去から現在までというのはありましたけれども、これから先もしっかり出していただきたいなというふうに要望したいと思います。それと、緊急を要する場所と申しますか、大規模な工事につきましてはそれはもう多年度にわたっていかなければならないんですけれども、単年度事業でできるだけ緊

急にここはしなきゃいけないという所の工事はすべて終わってるという認識でよろしいですか。

都市建設部次長

まだ緊急に、緊急度合いというのもありますので、基本的には溢水したり床上浸水したりとか、そういったところを見極めた中で早期に、今の考え方は予算の中で緊急にしなきゃいけない。また来年の予算を梅雨前までにですね、完了しなくではいけないというような所は大まか把握はしておりますけども、まだそれがすべて今年度いっぱい終わるといようなことはちょっと無理かなというふうには思っております。

安藤委員

例えばですね、道路が陥没してそのままの状態なるとかいうところはまだまだ残ってるような気が私自身しているんですけども、そこらへん優先順位という部分ですね、しっかり手をつけられてですね、やっぱりそれも危険度という部分では高いわけですから、そこらへんの優先順位の見きわめもしっかりしていただいて、ここにつなげるようにしていただきたいというふうに思います。それと、穎田のタウンミーティングで一つ出てたんですけども、治水対策についてはいろいろやられているけれども、治山対策についてはどうかという部分で、この中では治水対策基本調査っていうのは載っておりますけれども、治山対策という部分ではどういうふうになってますでしょうか。

農林課長補佐

治山対策というご質問でございますけども、治山対策につきましてはですね、費用的にも相当かかるものがございますし、今のところはですね、県にできるだけ要望して行きまして、随時要望があった所からもちろん要望があった所でございますけども、要望をいたしております。今回大山地区におきましても緊急治山で取り組みますし、また舍利蔵地区でも取り組むような形にしております。

安藤委員

もちろんお金がかかるのは分かりますけど、基本調査という形で治水のほうで上がってるわけですから、その治山のほうでもその基本調査という部分がなされるのかどうなのか、その点お聞きしたいんですが。

農林課長補佐

現在要望があっている所につきましても把握はもちろんしておりますけども、今後ですね、検討は全体的にですね、市内全域にわたって検討はしていきたいと思っております。

安藤委員

是非そのようにですね、取り組んでいただきたいというふうに思います。いま12月、あっという間に6月、7月の雨のシーズンに来るわけですから、これ来年来ないという確実なことはないわけですから、いずれにしても急ぐ、急がれるというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

岡部委員

ちょっと基本的なことを対策事業の中で聞きたいんですけどね、この2の2の7、先ほどどなたかがお尋ねされた、初期の下水貯留施設を新設と、片島ポンプ場の所にですね。うちの都市下水道というのは合流方式ですよ、基本的に。今の時間あたりの降雨のあり方を見てるとですね、ほとんどの所が最初の初期の水を逃がしきらんで溢水するっていうかな、オーバーやっているとこのふうな状況が出てるんですよ。これは今も方式を変えなくて、もちろん分流方式に変えるということはお金がかかると思ひますけどね。今の方式を変えなくて一番最下流の、その片島ポンプ場に貯留施設を設けて、それで対応ができるんですかね。

下水道課課長補佐

いま言われますように、片島ポンプ場の分については合流式という形でいま言われてたような、初期の汚水を遠賀川に流さないという形での合流改善事業なんですよ。それで、一応合

流、初期の分ですけど、貯留施設にも併用できるという考えでうちのほうは工事してるという状況でございます。

岡部委員

理屈はわかるんですけど、その合流式で都市下水道をいま整備されてますよね。これで初期の水が抜けるのかってことを聞いているわけですよ。というのが、まちの中、要するに旧飯塚のまちの中であってるのはほとんどね、何というか、緑道公園の地下にメインの公共下水道が通ってますよね。初期の水対応できないから、あれいっぱいになって汚物もひっくるめて上がってくるって問題がかなり出てきてるんですよ。そのことをあなた方も十分把握されてると思うんですけどね。だから、今回のこの片島の下流で貯留施設を造って対応できるのかなと。その道中が貯留施設を造ってきちっと初期の水が流れるのかなということを聞いているんですよ。

下水道課課長補佐

現在西部排水区は合流地区でございますので、その分について雨水排除計画の策定でいま委託を出しております。その中でどういうふうな形をするかという検討も一緒にしておりますので、その中で、いま委員の言われた形も踏まえた中で検討していきたいと思っております。

岡部委員

基本的に私はこの都市下水の造り方は今の時代に合っていないんじゃないかなというふうに思っているんですよ。ただ、それをずっと言っていればですね、お金がなんぼでもかかる形になるもんですから、そこまで踏み込んだ話はできないけど、コンサルあたりときちっと協議をされてですね、初期の水をどうにかする方法を考えていかんと、細い排水路を造っておいて尻のほうでね、間口広げたからといって上のほうからドンと出て行く世界でもない。だからそのところもですね、ぜひ検討していただきたいというふうに、これは要望しておきます。それからもう1つは、これも要望になるんですけど、一番最初にお尋ねがあったようにこの水害対策事業、これだけの種類をされてるわけですよ。一般の方というのはなかなかこういうものが目につく機会もないし、自分の所がどうなってるのかというのが分からない。だいたいもう皆さんご承知のように、浸かる所は大体同じ所が浸かりよるわけですよ。ということはこの地域が今どういう事業の中で取り組まれていて、どうなるのかっていうぐらいのことはですね、やはり情報開示してあげてすぐ分かるようにしてやらんとですね、雨降ったらまたもうとにかく浸かる前に上げようかというような所いっぱいあるんですよ。ここんところはですね、やっぱり行政サービスとして考えてあげたらいいんじゃないかなということを要望しておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

岡部委員

ちょっといま私が言いよる事とちょっとつながらんかも分らんのですけど、事業の中の一番下から2番目、2の2のですね、さっき田中委員も言われよりました、これ鹿毛馬川というんですか、この浚渫の問題上がってますよね。今度は排水と全く逆のこと言って申し上げないんですけど、あそこはですね、タナゴの生息地域なんですよ、皆さん御承知のように絶滅危惧種の。飯塚市内の中でもごくごく限られた生息地域で、あれをまた強制的に三面張りでもやったらもう完全に全滅してしまうなというふうに心配をしておりますけど、そこんところはちゃんと分かってあるんですかね。

総務部長

潁田地区の水害に関しての説明会を国、県、市と合同でやりました。その際、住民の方からも安全が大事か魚が大事かというようなお話もございまして、県のほうは魚の希少価値、これもございまして学術的な見地からでもですね、意見を聞きながら、何とか対応していくと。県管理の河川でございますので、県のほうで検討いたしたいというふうに県のほうはお答えされております。

田中 博文委員

一応お聞きしますけど、答弁は後でください。まず1点目ですが、1枚目のところに住民説明会、あと自治会連合会とのいろんな説明会をされております。日付を追っていくとこのときはまず現状を把握することが精いっぱい、対策だとか、そういった具体的なことは何も話をされてないと思いますんで、こういう説明会なり、要するに概要をそれぞれ自治会とかありますけども、あと対策が終わったあとにまたそれを報告することをやるのか、やらないのかが1点目。次が2の2、ここで浸水対策の事業実施されてますが、本当に浸水対策事業これだけなのか。とりあえず復旧なり、要するに現況に戻すために急がなくてはいけないものはこれだけなのか。本当はもっと別の事業があるんだけど、21年度だけでこんだけしかありませんということを言われてるのか、そこを確認したいと思います。本年度でやる分、何年度かまたがるやつ、あと中期的なものがあると思いますので、そういったことまで考えてあるのか。あと、県、国のことについても一緒に同様に追いかけていただきたいと思います。それと、旧飯塚市でいえば11年、15年、21年と水害がっております。その度に対策等も取られてます。でも対策を取ったんですが、本年度でまた被害が出た、改善された。今回の事業の中でも15年の7.19のときの対策でやっても被害が出たのか出てないのか。引き続き今回の対策をやっているのか。それをちょっと仕分けをしていただきたい。これは11年、15年でやったけども21年にもまた浸かりました。またこういう対策をやります。過去の方でやった分で成果出ましたんで、これやりませんかという形のものであれば出していただきたいと思います。言ってることわかりますかね。西部排水地区の下水道ですけども、シミュレーションはコンサルでされてますけど、11年15年、21年、まちなか見て分かるとおり、マンションあたりかなり建っております。だから、その当時のシミュレーションと今のシミュレーション、現状に合わせた中でしていただくように、そして現状を把握してどういう形で対策するかを考えていただきたいと思います。以上言っておきますんで、またあとで教えてください。

委員長

他に質疑はありませんか。

楡井委員

それでは一点だけ、要望も含めてです。1ページ目にある、その陳情書、要望書というようなことで、8件というふうにいま言われております。まず始めはこれがどのような取扱いになってですね、いま現在どうなってるのかということと、その具体化といいますか、対策がいま説明された中にもいくつかあるのではないかとというふうに思います。その進捗状況をですね、要望書ごとに整理していただければというふうに思います。と同時に、おたくから出てきた要望書がですね、今こういうことなんですというふうな形で、返されているかどうかですね。先ほど誰か言われてた関連があるんですけれども。そういう手はずが取られてるかどうかですね、その点について質問と要望をお願いします。

総務部長

要望書等につきましては総務のほうで一括して管理をいたしております。それから要望書に基づきまして、各地区で住民説明会、意見交換会、これをやりまして、要望書の内容について聞き取りをしております。その中をどういうふうにあと改善するかということをご自治会長さんあたりにもですね、定期的に建設関係を含め報告をやっておるという状況でございますので、よろしく願いいたします。

楡井委員

それを一覧表にしてですね、分かりやすく進捗状況を一覧表にして私どもにも提出していただきたい。分かるようにしていただければというふうに思うんですけども。

総務部長

陳情書の内容の各地区の項目の一覧ということであれば可能でございますので、検討させて

いただきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「行財政改革の取組みについて」、報告を求めます。

行財政改革推進室主幹

行財政改革実施計画第一次改訂版を策定いたしましたのでご報告いたします。

はじめに、行財政改革実施計画第一次改訂版に対する行財政改革推進委員会からの意見・提言書について先にご説明いたします。

行財政改革実施計画第一次改訂版に関する意見・提言書を願います。1ページを願います。「はじめに」の最後の段落でございますが、第一次改訂版につきましては、国の政権交代による政策転換など、その動向が不透明な時期に作成したものであり、財政見直しは適時見直しを行い、市民に公表する必要性について述べられるとともに、第一次改訂版の最も重要な推進項目で、かつ早急に取り組む必要がある「事務事業仕分けを活用した行政評価制度の導入」につきましては、将来のまちづくりにつなげるという観点からも、2年以内を目途に、15から25名程度の広範な市民が参画するかたちの点検・評価の仕組みをつくり、定着させていく必要性について付記されております。

2ページを願います。4ページにかけまして、行財政改革推進に関しての各委員からの意見・提言が記載されております。なお、内容の説明は省略させていただきます。

続きまして、第一次改訂版についてご説明いたします。

配付いたしております第一次改訂版を願います。第一次改訂版の中間素案、たたき台につきましては、前回の委員会でご報告させていただいたところでございますが、タウンミーティングやパブリック・コメントの手法になって募集しました市民からの意見、また、行財政改革推進委員会からの意見・提言書並びに常任委員会でのご意見等を参考にさせていただき、12月14日に開催しました行財政改革推進本部で最終審議を行い策定したものでございます。

1ページを願います。第一次改訂版策定の趣旨について記載いたしております。下から2行目に記載いたしておりますように、「市民とともに築く活力・魅力ある飯塚市」の実現に向けて取り組むものでございます。

2ページを願います。これまでの取組みによる成果と課題について記載いたしております。

3ページを願います。(1)に実施計画推進項目の取組状況について記載いたしております。

恐れ入りますが、資料の訂正を願います。「計画額を大幅に上回った主なもの」ので4年間で200名削減を、3年間で200名に修正方願います。

4ページを願います。(2)に効果額が大幅に上回ったにもかかわらず、収支改善ができなかった主な理由を記載いたしております。(3)に本市が目指すまちづくりのために取り組んできた主な投資的・政策的事業について記載いたしております。

5ページを願います。

平成18年度作成の財政見直しと決算額、平成21年度は決算見込額との比較表(一般会計ベース)を掲載いたしております。網掛けの部分でございますが、「歳入 - 歳出」、「実質的な単年度収支」、「財政調整基金、減債基金残高」、「行財政改革効果額」を記載いたしております。

6ページを願います。10ページにかけまして、本市の財政状況及び今後の財政収

支見通しを記載いたしております。歳入の状況としまして、地方税の推移、地方交付税の推移を記載いたしております。

7ページをお願いいたします。歳出の状況としまして、人件費の推移、職員数の推移、嘱託・再任用・臨時職員数の推移、8ページに扶助費の推移、公債費の推移、物件費の推移、9ページに投資的経費の推移について記載いたしております。

次に、11ページにかけ、経常収支比率、普通会計における地方債残高と公債費、基金残高について記載いたしております。

11ページをお願いいたします。今後の普通会計における行革効果見込額算入前の財政見通しを第一次総合計画の最終年度である平成27年度まで記載いたしております。下段の基金年度末残高の欄に、財源調整として地域振興のために取り崩しが可能な地域振興基金についても記載いたしております。なお、さらなる行財政改革に取り組まなければ平成25年度には基金が不足することになっております。

12ページをお願いいたします。行革効果見込額算入後の財政見通しを記載いたしております。歳入、歳出の下段でございますが、歳入合計 - 歳出合計の欄をみていただきますと、平成25年度でマイナス19億1千万円の財源不足となっております。この金額が今回の第一次改訂版における具体的な数値目標となるわけですが、その下の欄に行革効果見込額では平成25年度で20億円となっており、プラス9千万円となっており、後でご説明いたします推進項目を着実かつ計画的に実施すれば収支バランスがとれる見込みとなっております。

13ページをお願いいたします。4に「第一次改定版策定の基本的な考え方」、5に「第一次改定版の計画期間」を記載いたしておりますが、で国の政策転換や新たな財政需要等が生じた場合は、必要に応じ、財政見通し等の見直しを随時行う旨の記載を追加いたしております。6に「数値目標」を記載いたしております。7に「今後予想される財政需要への対応について」を追加いたしております。

先ほどご説明しました「財政見通し」の投資的経費の欄では、すぐに実施しなければならないもの、現時点で事業見込額が算定可能な投資的事業等の主なものを計上していますが、今後におきましては、浸水対策事業や中心市街地を始めとするそれぞれの地域における活性化策に取り組むことが必要であり、また、学校教育や子育て支援策のさらなる充実を図る必要もあることから、今後も多額の財政需要が見込まれ、これまでのように地方交付税や国の補助金等に依存した財政運営は次第に困難になっていることから、市民の皆さんに適時情報公開し、意見をお聴きしながら、本市の身の丈にあった行財政運営に取り組む旨記載をいたしております。

14ページをお願いいたします。「推進体制と進行管理」を記載いたしております。

15ページから16ページにかけまして実施計画の推進項目の体系を記載いたしております。

17ページをお願いいたします。推進項目の集計表を記載いたしてあります。平成21年度から平成25年度まで小項目ごとに効果見込額を記載いたしております。一段下の欄になりますが、市議会での取組みも加えさせていただきますと、466項目で5年間の総合計は約61億9千万円、普通会計だけでは、約57億6千万円となっております。

18ページをお願いいたします。29ページにかけまして推進項目ごとに、その内容、計画年度及び効果見込額、中心となる担当部課を記載いたしております。中間素案から推進項目の追加、削除、趣旨が変わるような修正等は行っておりませんので、内容の説明は省略させていただきます。

なお、別紙資料といたしまして、厚生委員会所管の推進項目、および全ての常任委員会に関わる推進項目を抜粋したものを配付させていただいております。

以上、行財政改革の取組みについて報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

11ページ、12ページ、今後の財政見通しのところですね、ちょっと気になるんですけど、非常に一般質問との絡みやいろいろありましてですね、お尋ねしますけれど、投資的経費ってありますよね。小中学校整備、そう書いてますね。これ耐震化等ってなってます、補強工事。ここを見ていると学校の建替えなどないということで理解していいんですか。

財政課長

投資的経費の欄の小中学校の関係の整備費、これは財政見通しの中にも見ておりますが、今回は耐震化、小中学校ですね、大規模改造を全部やっていくということで合併特例債の期限であります27年までに全部やってしまうということで、それを各23年度から27年度までで均等に投資的経費の中に置かせていただいております。

道祖委員

だから、耐震補強工事などっていうのは学校の建替えということはないのね、と聞いてるんです、今の考えの中では。ご答弁はないということでしょう。それで理解していいんですか。

財政課長

現在のところまだ計画が策定されておりませんので、この中には含まれていないということになります。

道祖委員

ということは公共施設見直しの第2次実施計画ができてないから、この中に反映できないということですよ。だから、やはりあれが遅れるということは、こう第1次改訂版が出ておりますけど、行財政改革実施計画はやはり支障があるということでしょう。まあ、僕はそういうふうに理解しますがね。それとともに、もう1つお尋ねしますけれど、投資的経費の中に合併特例債を使ってですね、市庁舎の建て直してのが合併のときにいろいろ問題になったんですよ。どこに建てるとか何とか。けどこれ見る限り投資的経費の中にそういうものが載ってないように見えますけれど、そういうふうに理解していいんですか。今の時点では考えてないと。

行財政改革推進室主幹

これにつきましては先ほどご説明いたしましたように、現時点で計画されているもの、また額が確定しているものにつきまして記載をいたしております。本庁舎につきましては、公共施設等のあり方第1次実施計画の中で平成23年度までに決定するというので、現時点ではですね、まだ分かりませんので、その後につきましては今後、例えば財政事業ということで必要になればですね、財政見通しの中で見直しを行っていくというふうにいたしております。

道祖委員

学校にしてもですね、市庁舎についてもですね、相当金がかかるものになってくると思うんですよ。それから考えますと今後の行革効果見込額が出ておりますけれど、単純に言えばこれじゃ追いつかないというふうに理解しますがね、どう思います。

行財政改革推進室主幹

この本文の中にも今後予想される財政需要の対応についてということで、先ほどからご質問等ありました浸水対策事業等もですね、多額の財政需要が見込まれます。先ほど言われました、いろんなものですね、まだ見えない部分がございます。28年度から、今地方交付税がですね、1本算定ということで5年間で約26億円程度削減することになっておりますので、抜本的な見直しにつきましてはしていかななくちゃいけないというふうには考えております。

道祖委員

これ第1次改訂版がここに出てきておりますけれど、ここ1年で第2次改訂版をつくる可能性は強いというふうに理解していいですか。

行財政改革推進室主幹

この改訂版につきましては今の現行のですね、平成18年度に策定いたしました行財政改革

大綱に基づいたものでございますので、大綱自体見直しをする必要があるというふうには考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

楡井委員

4 ページですね、(2) の効果額は大幅に上回ったにもかかわらず、収支改善ができなかった主な理由ということで5 点書いてありますけど、これは結局国の責任と市民の責任だというような感じなんです。行政の責任もあるでしょ。その点ちょっと主な理由の総括がですね、不十分だと。これ検討し直していただきたいというふうに思いますね。正式に発表する前にですね。それから、今言われたような形で、この計画そのものがですね、1、2 年あるうちに大きく変更せないかんという状況になって、第2 次改訂版とか第3 次改訂版とかいう形にもなってくるんじゃないかと思うんですよ。その点、要望と同時に検討をお願いします。

行財政改革推進室主幹

4 ページにですね、効果額が大幅に上回ったにもかかわらず収支改善ができなかった主な理由ということで、5 点挙げさせていただいております。これにつきましては2 ページにですね、これまでの取り組みによる成果と課題ということで挙げさせていただいております。この中でいま質問委員が言われた分については説明をさせていただいておりますが、三位一体改革後の地方交付税、これは平成1 8 年度の財政見通しの段階では予測できなかったと。その中で、大幅な落ち込みがあったというものでございますし、実施しなかったものにつきましては、本市が目指すまちづくり、それから昨年の世界同時不況によるですね、市民生活が厳しくなったということから実施していないもの等の記載をいたしておりますが、そういうものからですね、4 ページのほうに主な理由と、見込み違いということで記載をさせていただいております。

楡井委員

例えば、三位一体改革後の交付税の減少とありますけど、6 ページの数、この表を見たらですね、そう大きく減ってないでしょ。この地方交付税だって、地方税の推移、地方交付税の推移1 4 1 億円から1 4 0 億円でしょ。わずか1 億円じゃないですか。鯉田工業団地のこと考えたら、これくらいの金額はどうということないですよ。そっちのことをですね、評価の中に入れんといかんというふうに言いたいわけですよ。ここは討論する場じゃありませんので。そういう意味でもういっぺん考え直さないけんとかじゃないかと。

委員長

要望でいいんですか。

行財政改革推進室主幹

最初にご説明いたしましたが、これは1 4 日、1 2 月1 4 日に推進本部会議で策定をいたしております。この分の実施計画につきましては修正等はですね、する予定はございません。

道祖委員

あのね、立場は分かるけれど、言うまいと思ったんだけど、今の答弁でちょっとやっぱり言っておこうと思ったんですが、市長はね、教育委員会の第2 次計画を市長の意思で止めてるのよね、一般質問の答弁では。私が指示しましたと。答弁してるでしょ。実施計画をあなた方つくっててその中、これに基づいて公共施設のあり方というのをやっぱり謳って来てるわけですよ。その最高責任者は市長ですよ。本来ならあなた方がつくって、やろうとしてるこの行財政改革を、市長が先送りしてるじゃない。そうでしょう。そしてあなた方はいま出して、今の答弁で私どもがつくったやつは変えるつもりはありません、変えるつもりがないのが当たり前ですよ。それはトップが変えてるじゃない。でしょ。誰か答弁できる。

行財政改革推進室主幹

現行の実施計画、今回の分は第1 次改訂版でございますが、現行の実施計画は9 8 項目ござ

いました。実際にはですね、実施できなかったもの、先送りしたもの、実施計画以上にできたものがございますが、今回の改訂版につきましてもこういう計画の中で計画的、着実に実施していきたいというふうには考えておりますが、社会経済情勢の変化等によりまして、また市のまちづくりの方針等によりましてですね、実施時期等が変更になったり、また逆に早くなったりとかいうことにはなるかと思っております。その際にはまた関係条例なり予算等を計上した際には議会のほうにも提案をさせていただきたいというように考えております。

道祖委員

いや、分かるんですよ。分かるけれど、この計画の最高責任者は誰かって、市長でしょと言ってるの。この改訂版前のやつがあってそれに従って公共施設の見直しがあるわけ。今回だって公共施設の見直しは書かれてるわけ。第2次計画の早期の実施とか書いてるわけ。けど自分たちが約束して、11月までに出しますと。教育委員会の部分については第1次実施計画より遅れて、時間は与えてやってるわけ。でしょ。あなた方もそれですとして考えてたわけでしょ。しかし、一般質問で市長は答えてますよ、私が教育委員会の方に話をしましてということ言ってますよ。この統廃合の問題、非常にまとめを遅れたということはですねって、ここ答弁持ってきてますよ。そういうことでいいのかどうかですよ。あなた方は実務で一所懸命やられてるけれど、市長の指示のもとで行革をやっているけれどその指示をする人がこの問題は先送りでもいいですよと言われたら何を信じてというか、何の考えを基本にして仕事を進めていくんですか。そうでしょう。たまらんでしょうも、皆さんが。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:00

再開 13:00

委員会を再開いたします。

副市長

今回の第1次改訂版は先ほど主幹のほうからも説明いたしましたように、現在である程度確定しているものを中心に今回改訂版を出させていただいております。今から先行政需要が見込まれるもの、例えば先ほど報告させていただきました災害の件でも然りです。近々のうちに財政出動があるであろうと想像はされますけど、現時点では確定しておりませんので、そういうものについては逐次改訂をしていくと、見直しをしていくというようなことも考えておりますし、それから中心市街地の活性化の問題、あるいはそれぞれの地区の活性化の問題、そういうものについては現在調査も行っております。それについても多額の財政需要がかかってくるというふうに考えております。それで、今の質問委員が言われます、学校の、例えば新築の問題とか、学校の統廃合の問題とかいうのはこれをしていかなければならないことは事実でございますけど、現在のところまだその結論までには至ってない。ということで、市長のほうは確かに教育委員会のほうに要望をされておりますけど、それがされたために若干の遅れはひょっとしたら影響が出てきておるかもしれませんが、まだその事業費の確定までには至ってないのでございますので、今回のこの改訂版には反映させていないというのが実情でございますので、そこら辺はご理解をいただきたいと思いますと思っております。

道祖委員

あのね、言ってるのは理解してるから議会でも議論してきてるんですよ。できるだけ市民の負担が、負担増になるんですよ。市の職員さんたちも業務強化になっていってるんですよ。だけどやらなくちゃいけない、財政が厳しいから、住民サービスを充実することがやはりできない。だけどやはり再建団体になるわけにはいかん。そういう思いで皆さんやってるわけですよ。それで計画をつくっていきよんじゃないですか。その計画を進めるのがあなたがたであり、私どもなんですよ。そこに主役は市民がおるわけですよ。だけどそれをね、後退させたという

ことはいかなものかって言ってるんですよ。これはあなた副市長がいくらご答弁されてもですね、本会議場の議事録に残ってますよ。私が教育委員会にというふうに話をしまして、ですよ。もう1つ言いますとね、教育委員会はどういう組織か知ってるでしょ。文科省の資料によりますとね、首長からの独立性をちゃんと謳ってるんですよ。そこにまで手を突っ込んで遅らせているんですよ。そんなことで本当に行革が取り組めるんですかって言ってるんですよ。どう思いますか。本人がおらんからね。副市長がここで答弁しても苦しい答弁になると思いますよ。答弁しますか。

副市長

確かに教育委員会は独立した機関でございます。ただ今回の場合、学校の再編あるいは新築の問題といいいますのは飯塚市全体の財政にかかってくるものでございますし、またまちづくりにも非常に多大な影響がある部分でございますので、そこらへんで今の財政状況を見た中で、もう少しこう考える期間を、余裕といいますか、そういうところをほしいということで要望されたものと私は理解をいたしております。確かにこれが要望されたことで、この計画が後退するというふうに理解されないで、少し期間が長くなったというふうにご理解をお願いしたいと思っております。

委員長

厚生委員会だからね、これ以上言いませんよ。だけど公共施設のあり方の委員会というのがありますからその中でまたいろいろと同じこと言わせていただきます。そのときはきちっと副市長、ご答弁をお願いいたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

楡井委員

先ほど私の要望に対してですね、変更はないというふうに言われまして、2ページの話などをされましたけど。いま精査はしてませんが、さらさらと読んだ状況の中ではですね、ちょうど中段、この4年間におきましてと、市民に負担をかけたものいっぱいありますよね。それから市民負担をかけなかったという点で2つだけ書いてあります。児童クラブと保育所の保育料、これは上げなかったというふうに書いてありますが、児童クラブは実際もう負担増えているでしょ。そういうことですよ。それからさらに、扶助費が増えたとかですね、いうふうに書いてありますが、扶助費もこの10年間、これざっと計算してちょっと正確じゃないかもしれませんが、10億円ですよ、増えた金額は。この間に4年間ですか、今年も入れれば4年間でしょうけども、相当な金額の切り詰めをやってきてるわけですよ、職員給与を始めですね。そして1ページ目に行きまして、先ほど説明された本市と同様に国、福岡県においても財政状況が非常に厳しく政権交代にというような形で、ここでもやっぱり責任をね、他に転化してるという状況が見えるんですよ。ですから、14日に会議をやりましたと委員会をね。ここで決めたことですから。決めたことをね、押したくるといふ戦闘性もいいですけどね、やっぱり悪い点があったら改められないかと。この14日は一般質問の日だったでしょ。当然それが終わってからやられたんだと思うんですけども。会議の内容等ですね、どのくらい審議したのかね、どういう辺まで審議したのかね、そういうところも私は知りたいわけなんですよ。再検討を重ねて要請します。

児童社会福祉部長

今楡井委員のほうからですね、特に私にとりましたら子育て支援策にかかわるところの3ページの記載の中では、子育て支援策のさらなる充実を図るために値上げはしなかったというようなことだけで捉えられる懸念があるかなと。そのところで現場の実態というのをですね、ご説明しておかなければならないと。私もあと106日で定年になっております。それでですね、児童クラブ利用料の補助金につきましてはですね、19年度18年度に比べまして、

すみません、20年度、19年度比べて約補助金が3300万円増えております。21年度については5600万円ぐらい増えております。そういったところの経過を踏まえた中で、現場課長以下、一所懸命ですね、国、県に対しての要望をする中での対応をさせていただいております。それともう1点、保育所の民営化等につきましてはですね、計画にない、きょうご議決いただきました部分も現場としては一所懸命やった中で子育てに対する負担の軽減化、計画に挙げてやってもですね、何とかそれを別のやり方でもって対応していこうというところで実施しておりますのでございますので、そのところはご理解のほどよろしく願いいたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。